

北名古屋市財政中期試算
令和4年度～令和8年度

北名古屋市

目 次

1	財政中期試算の概要	1
(1)	財政中期試算の目的	1
(2)	試算期間	1
(3)	対象となる会計	1
2	本市の財政状況	2
(1)	歳入歳出決算額の推移	2
(2)	歳入決算額の推移	2
(3)	歳出決算額の推移	3
ア	目的別決算額の推移	3
イ	性質別決算額の推移	3
(4)	地方債残高及び公債費の推移	4
ア	地方債残高の推移	4
イ	公債費の推移	4
(5)	基金残高の推移	5
3	今後の財政見通し	6
(1)	歳入・歳出の見通し	6
(2)	財政調整基金の見通し	7
4	持続可能な財政運営への取組	8
(1)	財政運営上の課題	8
ア	資産の取崩しに依存しない財政構造への転換	8
イ	財政調整基金及び公共施設建設整備基金残高の確保	8
(2)	短期的に取り組むべき事項	8
ア	事務事業の見直し	8
イ	公債費の抑制	8
ウ	基金残高の目標値の設定と基金配分ルール整備	9
(3)	中長期的に取り組むべき事項	9
ア	公共施設の見直し	9
イ	借地のあり方を見直し	9

1 財政中期試算の概要

(1) 財政中期試算の目的

本市は、平成18年3月の合併以来、北名古屋市総合計画に基づき、「健康快適都市」の実現に向け様々な事業に取り組んでまいりました。

防災機能の強化や市民との協働によるまちづくりを進め、保育園入所待機児童ゼロを堅持するとともに、教育施設の耐震化や空調設備の整備、また児童クラブや放課後子ども教室など、ハード・ソフト両面において子育てしやすいまちづくりに取り組むため、合併特例債や普通交付税の合併算定替えなど、合併に伴う財政上の優遇措置を活用し、都市としての基盤づくりを進めてまいりました。

この様に、行政サービスの充実に取り組んだ結果、扶助費、公債費、物件費等、経常的な支出の割合が高まり、公共施設の改修やインフラの整備費とバランスを図りつつ、新たな政策展開を行わなければならないという大変難しい局面を迎えています。

従って、少子高齢・人口減少社会に足を踏み入れつつある本市において、安定的に行政サービスを提供し、変化する社会環境や市民ニーズに対応するためには、中期的な視点に立った財政試算を基に、健全で持続可能な財政運営を行うことが不可欠です。

以上のことから、過去の決算値の成長率や近年の財政要素等を踏まえた上で、財政中期試算を策定します。

(2) 試算期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、今後の景気動向や国県の制度改正、社会情勢の変化等を踏まえ、年1回の更新を基本として、必要に応じ見直しをします。

(3) 対象となる会計

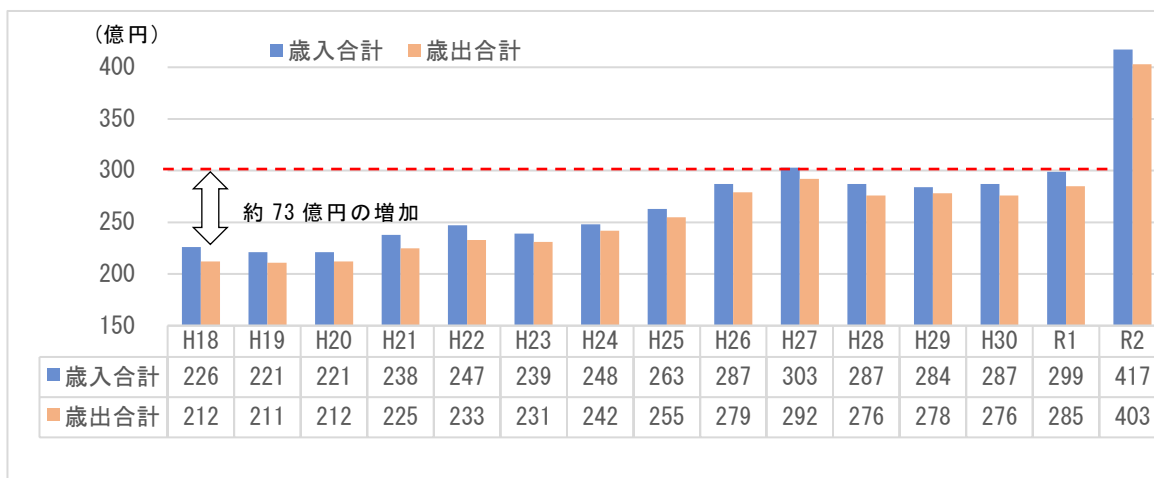
一般会計を対象とします。

ただし、歳入・歳出決算額の推移については、普通会計※とします。

※普通会計とは、一般会計と土地取得特別会計を合算したもので、会計間の繰出し繰入れ等の重複額等を控除した純計額を表したもの

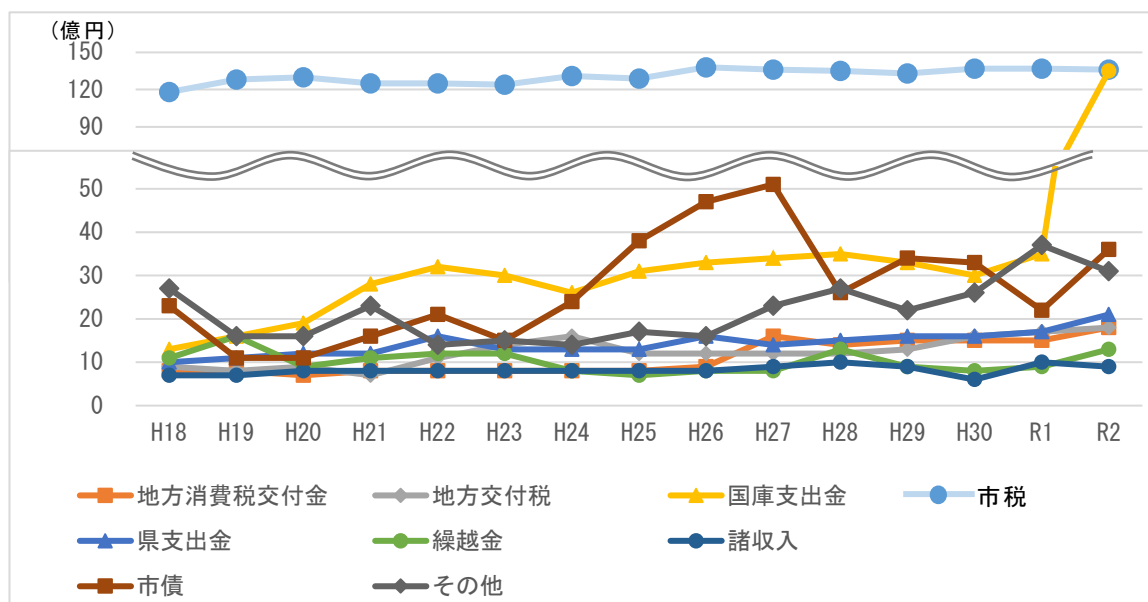
2 本市の財政状況

(1) 歳入歳出決算額の推移



歳入歳出決算額は、合併以来増加傾向が続き、特に平成25年度以降は合併特例債を積極的に活用し、給食センター、総合運動広場、庁舎や小中学校の耐震工事及び空調設備、認定こども園の整備等により、財政規模が拡大しています。令和元年度決算では、合併時と比べ財政規模が1.3倍の約73億円が増加しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策費の影響で大幅に増加しました。

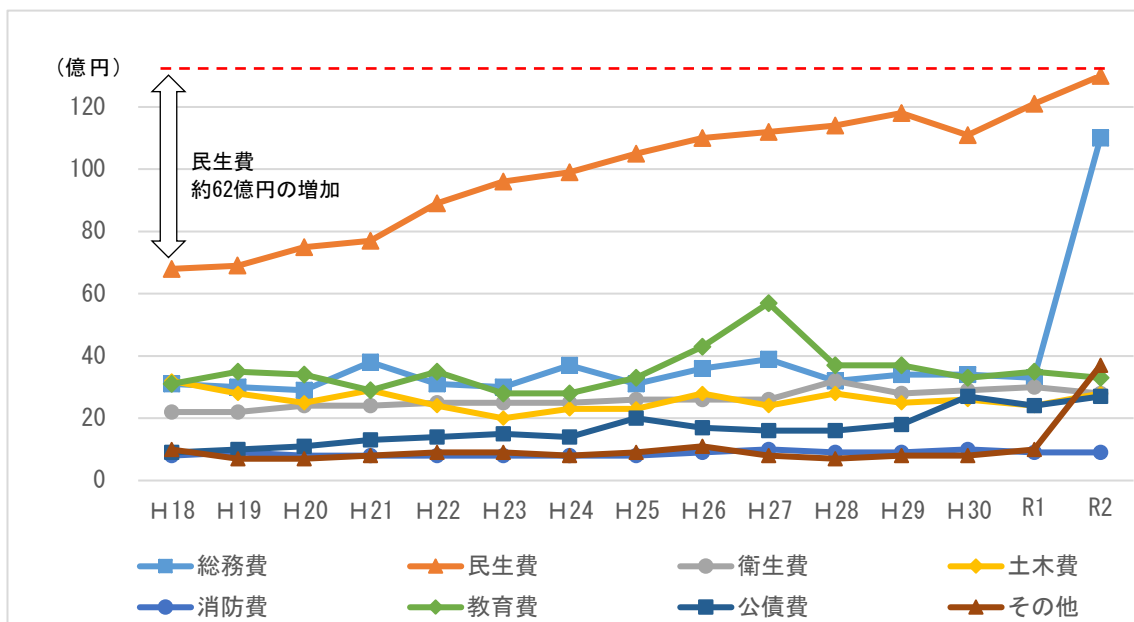
(2) 歳入決算額の推移



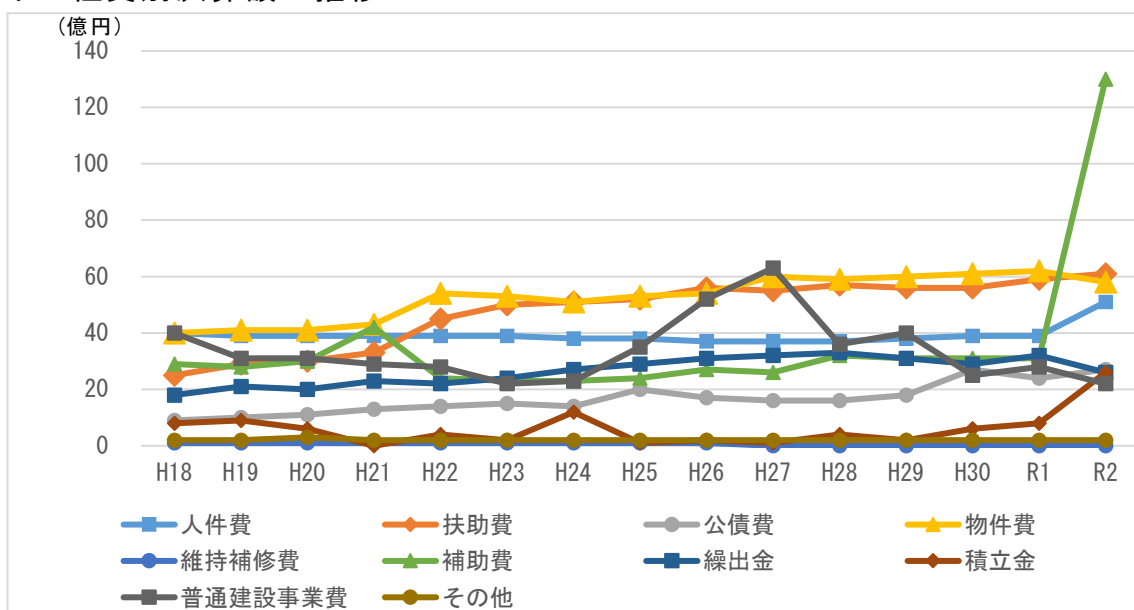
歳入決算額は、市税が平成20年のリーマンショックにより一時的な減収となったものの、景気回復基調に伴う個人市民税の増収、また、宅地化に伴う固定資産税の増額などにより、緩やかな増加傾向が続いています。

(3) 歳出決算額の推移

ア 目的別決算額の推移



イ 性質別決算額の推移



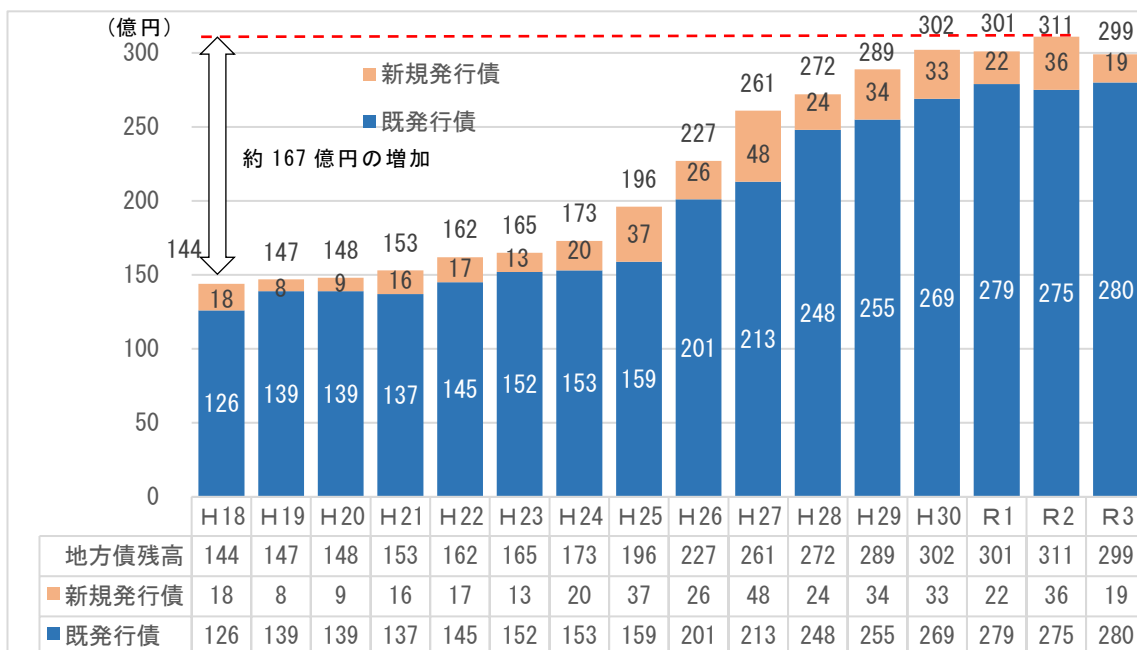
歳出決算額を目的別にみると、民生費が令和2年度には平成18年度と比べ1.9倍の約62億円増加しています。これは、保育や児童クラブに係る児童福祉費や、社会保障としての医療費等の増加によるものです。

性質別では、扶助費が子育て支援及び障害者施策の充実などにより、平成18年度と比べ2.5倍の約36億円増加しています。また、公共施設の充実に加え、民間委託により物件費が1.5倍の約18億円増加しています。

※令和2年度の総務費及び補助費は新型コロナウイルス感染対策費の増額によるもの

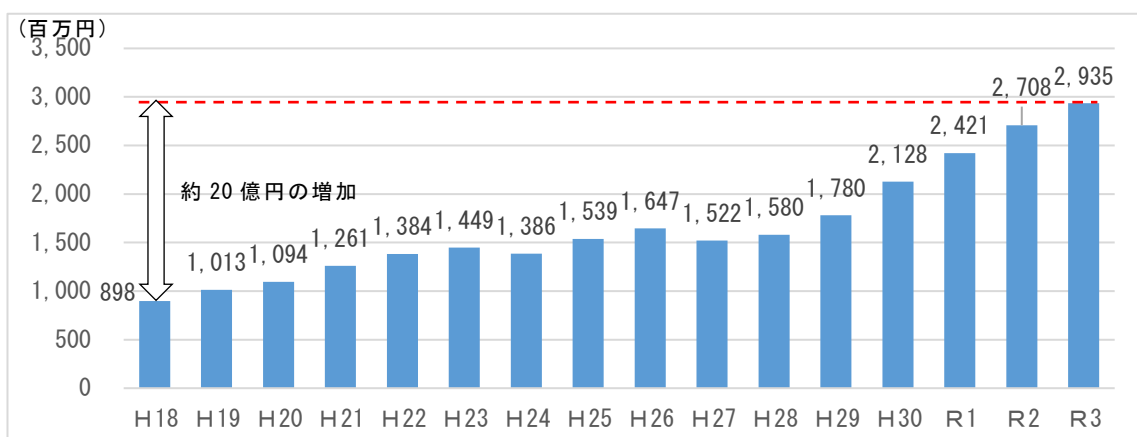
(4) 地方債残高及び公債費の推移

ア 地方債残高の推移



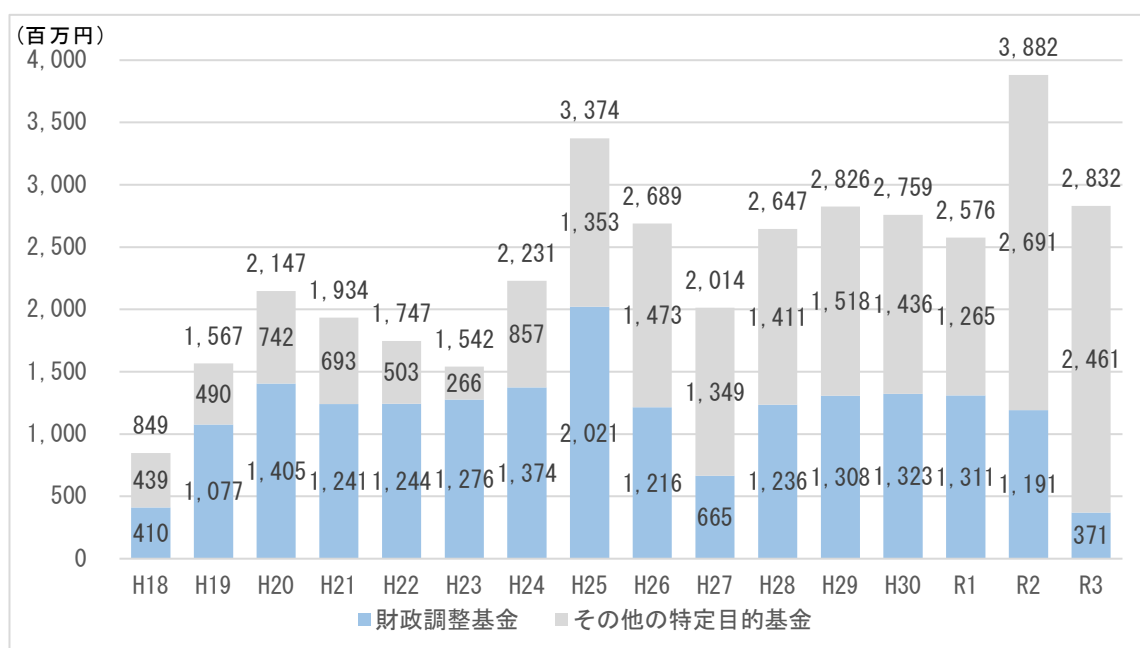
地方債残高は、平成18年度末は144億円でしたが、令和2年度末には2倍以上の311億円となっています。これは平成25年度以降、給食センター、総合運動広場、庁舎耐震工事、小中学校耐震工事及び空調整備等に、近年は道路橋りょう新設改良事業や河川改良・雨水対策事業等にも合併特例債を積極的に活用し、ほぼ発行限度額まで借入れたことによります。

イ 公債費の推移



公債費は、平成25年度以降に合併特例債を積極的に活用したことから、その償還が開始された平成29年度以降、大幅に増加し、合併時と比べ3倍以上の約29億円となっています。

(5) 基金残高の推移



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
財政調整基金	410	1,077	1,405	1,241	1,244	1,276	1,374	2,021
その他の基金	439	490	742	693	503	266	857	1,353
合計	849	1,567	2,147	1,934	1,747	1,542	2,231	3,374
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
財政調整基金	1,216	665	1,236	1,308	1,323	1,311	1,191	371
その他の基金	1,473	1,349	1,411	1,518	1,436	1,265	2,691	2,461
合計	2,689	2,014	2,647	2,826	2,759	2,576	3,882	2,832

基金残高は、平成24年度以降、全体で毎年度20億円以上を確保してきました。しかし、近年、基金の取崩しによって予算編成を行ってきたことから、大幅に減少し、特に財政調整基金は3.7億円（令和3年度当初予算時点）と、合併以来最小の残高となりました。

また、令和2年度には合併特例債を活用して、新たにまちづくり振興基金（18億円）を創設しました。財源となる合併特例債は10年で償還が必要ですが、元利償還金の70%は普通交付税として措置されます。

3 今後の財政見通し

(1) 歳入・歳出の見通し

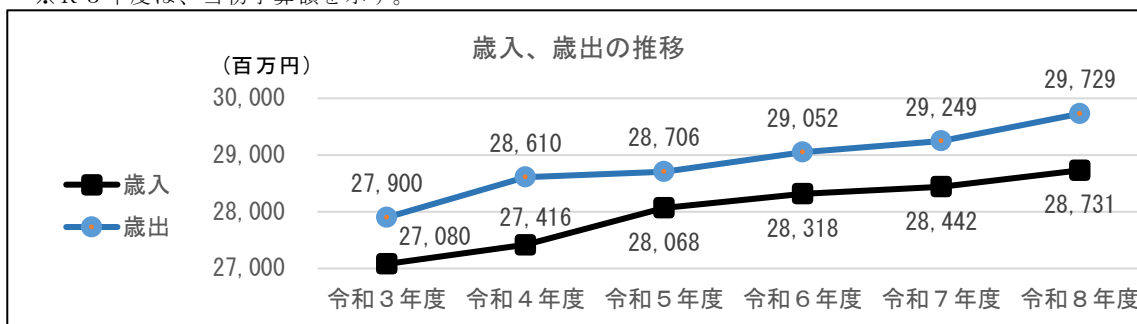
令和2年度までの決算額の推移をもとに、下記の試算条件を踏まえ、令和8年度までの収支を見込むと以下ようになります。

今後も歳出超過の状況が続く見込みであり、収支を合わせるためには、財政調整基金等、基金から毎年9億円程度の繰入金が必要です。

(単位:百万円)

区 分	R3年度※	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
歳入	27,080	27,416	28,068	28,318	28,442	28,731
市税	13,063	13,226	13,615	13,736	13,849	13,946
交付金	2,116	2,126	2,127	2,127	2,127	2,127
地方交付税	1,465	1,571	1,741	1,741	1,741	1,741
国庫支出金・県支出金	5,485	5,682	5,631	5,817	5,817	5,817
繰入金	300	260	80	80	80	260
繰越金	600	300	300	300	300	300
市普通建設事業債	500	782	1,103	1,026	1,026	1,026
債臨時財政対策債	1,385	1,713	1,713	1,713	1,713	1,713
その他	2,166	1,756	1,758	1,778	1,789	1,801
歳出	27,900	28,610	28,706	29,052	29,249	29,729
人件費	5,361	5,372	5,382	5,360	5,366	5,395
扶助費	5,800	5,944	6,033	6,162	6,237	6,448
公債費	2,935	2,963	2,913	2,806	2,805	2,805
物件費	5,606	5,839	5,654	5,767	5,745	5,836
補助費等	4,154	3,977	3,925	3,982	3,982	3,982
普通建設事業費	1,372	1,752	1,967	2,071	2,071	2,071
繰出金	2,417	2,508	2,577	2,649	2,788	2,937
その他	255	255	255	255	255	255
収支	▲ 820	▲ 1,194	▲ 638	▲ 734	▲ 807	▲ 998
財政調整基金繰入額	820	1,194	638	734	807	998

※R3年度は、当初予算額を示す。



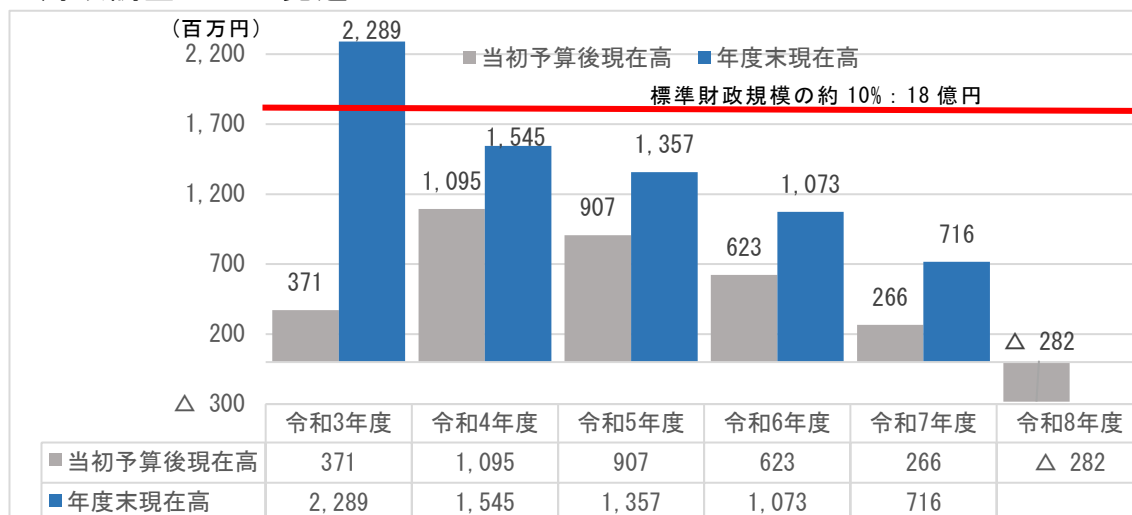
歳入条件

- ・個人市民税は、新型コロナウイルスによる影響を考慮し、令和3年度決算見込み額と同額。令和5年度以降は、均等割は過去5年間の平均成長率から算出、所得割は名目GDP成長率を1年遅れで反映。
- ・地方税交付金・地方消費税交付金は、令和3年度と同額。法人事業税交付金は、税率改正分を見込む。
- ・普通交付税は、令和4年度は令和3年度最終見込みから推計。特別交付税は、令和3年度と同額。
- ・国・県支出金は、関連する歳出の増減に連動させて収入額を見込む。
- ・臨時財政対策債は、令和4年度以降地方交付税と同様の考え方に基づき算出。建設事業債は普通建設事業と連動。

歳出条件

- ・職員人件費は、定員適正化計画及び過去の推移を見込む。令和3年度に縮減した人件費は平年度ベースに戻す。
- ・扶助費は、過去の決算額の伸びを参考に、年平均3.4%程度の伸びを見込む。
- ・公債費は、既に借り入れている分については、償還計画により算定した。
- ・物件費は、事業の精査により削減を見込む中、過去の決算額の伸びを参考に年平均1.6%程度の伸びを見込む。
- ・普通建設事業費は、自治会からの要望による道路整備を平年度ベースに戻す。その他は必要最小限にとどめる。

(2) 財政調整基金の見通し



新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度決算では多額の歳計剰余金が発生したことで、一時的に基金残高を確保できましたが、事務事業の見直しや必要な事業の先送りを行っていることから、今後は令和2年度決算の様な多額の歳計剰余金は見込めません。

従って、令和4年度以降は、繰越金を3億円に減額するとともに、歳計剰余金からの積立額を4億5,000万円として設定して試算した結果、令和3年度末は約23億円となりますが、毎年当初予算で6億円から12億円程度を取崩し、決算で4.5億円を積立てることを繰り返していくと、令和8年度には取崩しができなくなる見込みです。

4 持続可能な財政運営への取組

(1) 財政運営上の課題

ア 資産の取崩しに依存しない財政構造への転換

合併以降、行政サービスや公共施設の充実に取り組んだ結果、義務的経費のうち扶助費と公債費が増加し、人件費は抑制したものの物件費が増加したことで、令和2年度決算における経常収支比率は、県下、名古屋市を除く37市中で最も高い98.3%となりました。そのため、投資的経費等の臨時的な経費のうち、残りの1.7%（約3億円）で不足する分は、基金の取崩しを原資とした対応が必要です。しかし、今後、基金残高は減少していく見通しのため、遊休資産の売却による財源の確保をしつつ、急激な市民生活への影響を抑えながら、資産の取崩しに依存しない財政構造へと転換を図っていく必要があります。

イ 財政調整基金及び公共施設建設整備基金残高の確保

財政調整基金は、経済状況の著しい変動や災害など、想定外の支出に伴う財源不足に充てる基金であり、公共施設建設整備基金は、公共施設の統廃合や長寿命化、新庁舎の建設等の財源となる基金であるため、いずれも残高が不足すると、計画的なインフラの整備や公共施設の改修等、市民サービスに影響することから、財政構造の転換を図りつつも、一定額を確保していく必要があります。

(2) 短期的に取り組むべき事項

ア 事務事業の見直し

令和3年度から実施している行財政改革プロジェクトチームによる事務事業の見直しを継続的に行い、物件費の削減、扶助費の見直しを行うと同時に同種の公共施設やサービスを中心に見直し、経常経費の削減に努める必要があります。

ただし、縮減のみではなく、代替の施設やサービスを確保するなどの視点も必要であり、機能の充実や、事務の効率化のためのDXの推進等、新たな投資や財源確保についても取り組む必要があります。

イ 公債費の抑制

本市は、合併以降、新たなまちづくりに向けた基盤整備の財源として、196億円を超える合併特例債を活用してきました。合併特例債は、事業費の95%が発行可能限度額であり、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される財政的に非常に有利な起債です。しかし、普通交付税で措置されない償還額の30%相当額は完済までの間、財源を圧迫することには変わりがないことから、今後は地方債の発行を一定の範囲内に抑制しつつ、計画的な市債発行のためのルール化についても研究する必要があります。

ウ 基金残高の目標値の設定と基金配分ルールの整備

【目標値】

当初予算編成時における財政調整基金の現在高を、標準財政規模約180億円の10%である18億円とする。

【歳計剰余金からの基金配分ルールの整備】

歳計剰余金は、翌年度の予算で計上した繰越金以外について、下記の順と割合に応じて配分する。

- ① 財政調整基金 実質収支額の2分の1
- ② 公共施設建設整備基金 実質収支額の5分の1
- ③ (なお残額がある場合) 財政調整基金に編入

(例) 歳計剰余金10億円、翌年度繰越金3億円の場合

区分	歳計剰余金	配分ルール	決算 直接編入額	9月以降 補正予算額
繰越金	10億円	3億円 (当初予算額)	—	—
財政調整基金		5億円 (1/2)	5億円	0円
公共施設建設 整備基金		2億円 (1/5)	0円	2億円

※当面の間はこのルールを適用し、基金残高の状況に応じて適宜ルールを見直します。

(3) 中長期的に取り組むべき事項

ア 公共施設の見直し

市の公共施設は、建設年の古い施設が多く老朽化が進んでいますが、合併以降は新たな都市基盤整備に努めてきたことから、今後、既存施設の改修・更新時期が集中し、多大な財政負担が予想されます。

少子高齢化や人口減少による市民ニーズの変化を踏まえ、利用頻度の低い施設や同種の施設等については統廃合や用途の見直しを進める必要があります。

イ 借地のあり方の見直し

市役所の庁舎をはじめ、学校、児童遊園等の多くの公共施設において借地契約が結ばれており、借地料の総額は年間約4億6,000万円で、1日に換算すると126万円以上の借地料を払い続けている事になるため、公共施設の統廃合と合わせて見直しをする必要があります。

また、公共施設の借地契約は、同種の施設においても無償借地（固定資産税減免）と有償借地（固定資産税賦課）が混在し、市街化区域と市街化調整区域の借地料が実質的に同一単価であるなど、均衡のとれた借地のあり方についても見直しが必要です。